

平成 21 年度第 23 回税制調査会議事録

日 時：平成 21 年 12 月 18 日（金）13 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

両大臣お見えなので、ただいまから第 23 回「税制調査会」を開会したいと思います。本日は、これまでに調整を終えた事項に関する最終整理案につきまして御確認をいただき、その後大綱起草委員会を開催して、大綱案の審議を行いたいと思います。

本日、議題に入ります前に、まず藤井会長、原口会長代行よりごあいさついただきます。

○藤井財務大臣

皆さん御苦勞様でございました。今、峰崎さんの言われたとおりでございまして、最終段階、23 回目と承知いたしております。また、前文の起草委員会も並行して動き出しております。今日はそういうものと並行して、最終的な処理をしたいと思っております。間もなく総理もお帰りになりますが、帰国なさいましたら、総理にも近くそれをごらんいただき、御了承いただく場になろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、原口会長代行、よろしくお願いいたします。

○原口総務大臣

本当に、23 回、お疲れ様でございます。「見えないガラス」という言葉があります。これは、天井の上にはずっと見えないガラスがあると思っていると、その上を考えることをもうしなくなるという意味です。政権交代によって、私たちは国民の皆さんがその見えないガラスごと破壊していただきました。今までの常識を常識とするのではなくて、国民の立場に立った御議論をこれまで積み重ねてくださった皆さんに心から感謝申し上げます、これからいよいよ最終のまとめであります。一致団結して頑張っていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

それでは、カメラの皆さん、退場をお願いいたします。

（カメラ退室）

○峰崎財務副大臣

実は 16 日に、与党要望が出されてまいりました。与党 3 党の要望をめぐりまして、さまざまな報道がなされているわけでありましたが、本日は議題といたしません。明日以降の税調で、必要があれば御議論いただくこととなります。よろしくお願いいたします。

最初に、私の方から当面の日程について申し上げたいと思っております。これまで今週中

のとりまとめ、18日までにとりまとめたいということを皆さんに申し上げ、それを目指して努力をしてまいりましたが、諸般の情勢により、とりまとめは来週にならざるを得ません。年内編成に向けて、できる限り早期のとりまとめを行うため、この週末の土曜、日曜も含めて御審議をお願いすることもあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、お手元にお配りしています最終整理案について御確認をいただきたいと思えます。最終整理案につきましては、先週各委員にお配りをして御確認をお願いしましたが、文言の整理などを行いましたので御確認をいただきたいと思えます。お手元にお配りしている最終整理案で、引き続き「P」とされている事項については、最終的な調整が行われております。これ以外で今回内容が固まった主な措置につきましては、後ほど古本、小川両政務官から簡単に御紹介いただきますが、その前に私の方から若干申し上げたいと思えます。

まず、住宅取得資金に係る贈与税の特例につきましては、会長、会長代行の調整にゆだねられていましたが、経済対策のための臨時異例の時限措置として、2,000万円の所得制限を付した上で非課税措置を平成22年度は1,500万円に、平成23年度は1,000万円に拡大することでまとまりました。

また、先日の税制調査会におきまして、下地政調会長から、沖縄の航空貨物便に係る航空機燃料税の軽減要望の御提案がございました。これにつきましては、与党から要望をいただいておりますが、所管官庁である内閣府が国土交通省と協議した上で、どのように対応するか、まずは内閣府の考え方を今回の税制調査会までにお伺いしたいと思えます。

それでは、両政務官から説明を受けたいと思えますが、古本政務官はちょっと所用で不在でありますので、まず小川政務官の方から御説明いただきたいと思えます。

○小川総務大臣政務官

それでは、地方税の部分につきまして御説明を申し上げたいと思えます。各省、副大臣、政務官の皆様のご協力によりまして、既に租税特別措置、非課税等特別措置については、大幅な整理の方向で本日最終案をお配りさせていただいております。

本日の御報告は、1つには地方税関係の主要事項、資料の後半に入っております主要事項及び要望項目に関する最終整理案、この2つから御報告を申し上げます。

まず、主要事項の2ページでございます。前回ペンディングとなっております寄附金税制につきましては、プロジェクト・チームにおいて検討する旨明記をさせていただきます。

要望項目の方へ移らせていただきます。13ページの年金受給者に係る徴収方法の見直し、追加をさせていただきました。

16ページは、住民税に係る還付加算金の起算日の特例の見直しの記載を追加させていただきました。

46 ページは、たばこ税における不正事例に対する対応の記載をさせていただきました。

なお、43 ページの運輸事業振興助成金、いわゆるトラック協会等への交付金でございますが、今般、暫定税率をめぐります取扱い、またトラック協会向けの交付金の取扱いについて、党の方から要望がございましたことを受けまして、前回の記述を改め、ひとまずペンディングで置き換えさせていただいております。

その他、主要事項の中で、扶養控除、暫定税率、地方環境税、たばこ税については、依然ペンディング、41 ページ 43 ページの、自動車環境関連の税制、あるいはグリーン税制、その他軽油引取税の特例については、暫定税率の取扱いが決まり次第具体的な記載をするということでございます。

大変駆け足でございますが、以上です。

○峰崎財務副大臣

古本政務官、よろしく申し上げます。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。私からは、法人税関係の資料の 2 ページ、市民公益税制プロジェクト・チームの設置以下、記載のとおりでございます。

併せて御確認いただきたいのは、4 ページ、中小軽減税率の引下げについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせて、その早急な実施に向けて真摯に検討する。

他方、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入については、現在、調整中ということでございます。

続きまして、間接税の資料です。6 ページ目、ナフサにつきましては、その他のところのくくりの中で、2 年延長するというところで、石油石炭税については整理をいたしてございます。

納税環境整備でございます。こちらにつきましては、全体を罰則の見直し案ということ記載をしてございます。

1 枚で入っているかと思いますが、資産課税の整理でございますが、国土交通省からいただいている要望でございますけれども、現在の非課税限度額 500 万円を、平成 22 年中に住宅取得資金の贈与を受けた方については 1,500 万円に、平成 23 年中に受けた方については 1,000 万円に、適用対象となる方を、贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の方に限定するという整理で、これを最終整理案といたしたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、いよいよ大詰めになってまいりましたので、本日、今、御紹介をした案件も含めて、御質問、御意見があれば、どなたからでも結構でございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

環境副大臣、よろしいですか。

○田島環境副大臣

今後は、どうしていきますか。ペンディングのままです。

○峰崎財務副大臣

ペンディングのものは、今日3大臣の会合が、この後開かれることになっておりまして、その辺りで大きなマニフェスト玉とか、引き続きペンディングになっている課題、例えば郵便局の消費税の扱いとか、そういった課題についての整理が後で行われまして、再びまたそれがこちらの方に戻ってまいります、その段階でまた皆さん方に、「P」と書いてあるところについては後ほど、これは土日も挟んでというお話を申し上げましたけれども、大変恐縮ですが、週末あるいは休日返上でやらざるを得ないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

今、御説明いただきました範囲の中で、公益税制についてプロジェクト・チームの立ち上げということですが、このタイムスケジュールについてどんなお考えであるか、この前も申しましたが、一方でこの雇用の創出ということもあって、できる限りNPO法人に活発に頑張ってもらって、あるいは受け皿になっていただくという政策を、補正予算や本予算でも組むわけですから、その受け皿の方の、特に事業方のNPOにとって、みなし寄附というのは大きいと思うんです。ですから、どのようなタイムスケジュールで、これをプロジェクトとして結論に導いていくのか、お願ひをしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

それでは、古本政務官の方からお願ひします。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。阿部先生から、みなし寄附については、大変な課題の提起をいただいていることは重々わかっておりますので、これは年明け早々、今、税調全体の作業をやっていますので、それが終わって、速やかに立ち上げて、それでこの中身の議論に入っていきたいと思ひています。

○峰崎財務副大臣

この結論づけは、できる限り急いでもらいたいという要望なども来ておりまして、できれば5月の連休明けぐらいにはまず第1回目の答申が出せるように、それぐらいのテンポで進めてほしいということで、確かこれは公約の中に書き込む予定でございますので、割と文部科学副大臣から提起いただいた、あるいは原口総務大臣の方からも、新しい公共概念を含めてこれからの大変重要な分野なので、年明け、予算審議もあると思うんですが、一度集中的に進めていただきたいと思いますので、よろ

しくお願いします。

それでは、一応、今それぞれ国税、地方税で今日段階でまとまった課題についてのとりまとめといたしますか、おおよその方向づけについては、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

また、これから、文章の草案のところでは方向づけが出されたものについては、文章化をしていく起草委員会に移りたいと思いますので、そちらに移りますが、その前に阿部会長、どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

今のことではないので、冒頭、峰崎さんがおっしゃいました、昨日来の報道の件については、今日は論議に上らせないということでありましたが、私が是非お願いしたいのは、例えばこの間、おそらく扶養控除の問題と、特に子ども手当の問題等で論議をしてきた際には、所得制限がないという前提で0歳～15歳の扶養控除のところもおおむね合意を取ってきたわけで、所得制限のあり方によってはかえって負担増にもなり得ることは十分おわかりでしょうが、論議の進め方についての御要望であります。

そもそもであれば、そもそもから論じ直す必要も出てまいりましょうから、よろしくお願ひしたいと思います。

○峰崎財務副大臣

先ほど申し上げたとおりでございますが、今の御提案をしっかりと受け止めて、論議を進めていきたいと思いますが、とりあえず場所がまた変わりますけれども、財務省本省4階の第3特別会議室へ移動していただいて、大綱起草委員会に移らせていただきたいと思ひます。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性あることをご承知おきください。